

第49回マーチングバンド東海大会

マーチングバンド部門

実施要項

審査要領



日本マーチングバンド協会東海支部

<http://www.jmba-tokai.jp>

目 次

大会概要	2
出演団体打ち合わせ会	3
全国大会出場団体枠	3
演技フロー図	4
大会における著作権について	5
実施規定	7
緊急対策	1 3
インフォメーション	1 4
周知徹底事項	1 5

大会概要

- 大会名 第49回マーチングバンド東海大会
- 大会日 2023年10月29日(日)
- 部門 カラーガード部門
(ジュニアの部 高等学校の部 一般の部 フェスティバルの部)
マーチングバンド部門
(小学生の部 中学生の部 高等学校の部 一般の部 フェスティバルの部)
- 会場 日本ガイシホール
〒457-0833 名古屋市南区東又兵衛町5丁目1-16
TEL 052-614-3111 (代)
- 主催 日本マーチングバンド協会東海支部
- 特別協賛 株式会社フォトクリエイト・株式会社ヤマハミュージックジャパン
- 後援 愛知県・岐阜県・静岡県・三重県・名古屋市・愛知県教育委員会・
(申請中) 岐阜県教育委員会・静岡県教育委員会・三重県教育委員会・名古屋市教育委員会・
公益財団法人愛知県スポーツ協会・公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- 趣旨 マーチングバンドの活動を通して豊かな情操と音楽性を育み、青少年の健全育成と心身の健全発達に寄与することを目的とする。
- 小学生の部
音楽への憧憬を大切に、マーチングを通して幅広い音楽表現活動を体得すると共に協調性・忍耐力を培う。
- 中学生の部
音楽への憧憬を大切に、豊かな音楽表現活動を通して協調性・責任感を育みながら生きる力を培う。
- 高等学校の部・一般の部
音楽表現の可能性を追求し、より高い音楽性や技術を身につけ自主性と創造性を培う。同時に音楽文化の発展と地域社会の活性化に貢献する。

出演団体打ち合わせ会

1. 出演団体打ち合わせ会

出演順は「出演団体打ち合わせ会」で抽選の上決定する。(代表者1名は必ず出席してください)。

日 時 : 2023年9月30日(土) 受付 18:15

開会 18:30

閉会 20:00

場 所 : 愛知産業労働センター(ウインクあいち) 1003会議室

〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

TEL: 052-571-6131 (受付時間: 9:00~20:00)

内 容 : 審査・会場・演出進行・総務の各部から説明があります。

また、大型車の許可書の発行、出演団体用の前売り券の座席説明なども行います。(P14「インフォメーション」を参照)

2. タイムテーブル

「出演団体打ち合わせ会」終了後、日本マーチングバンド協会東海支部ホームページにアップします。

詳細はそちらをご覧ください。

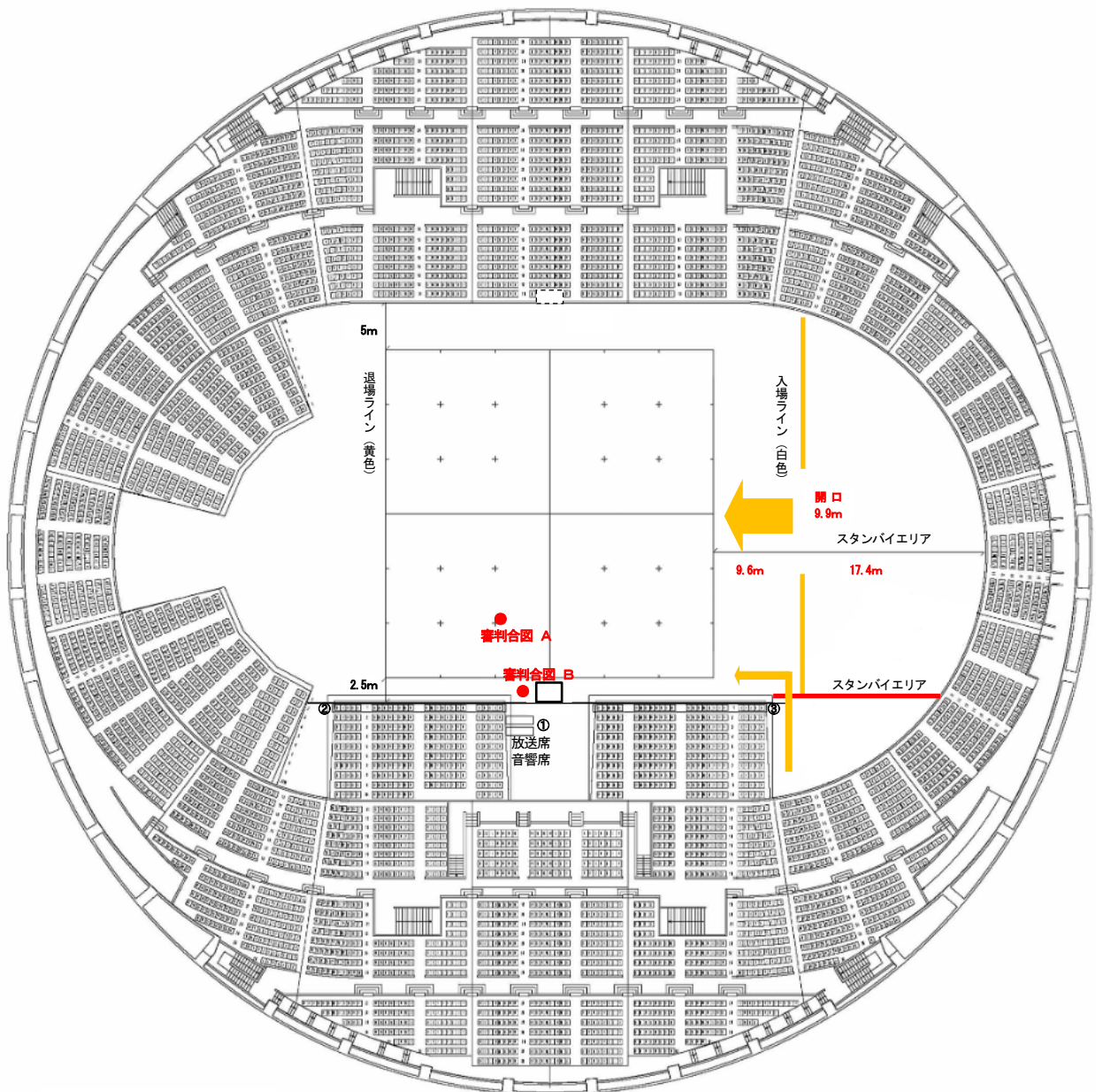
※ 出演団体数により時間が変動することがありますので予めご了承ください。

※ 本大会は新型コロナウイルス感染状況により開催方法を急遽変更する場合も想定されます。

全国大会出場団体枠

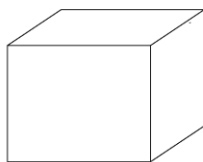
部門 \ 編成	小学生の部	中学生の部	高等学校の部	一般の部	計
マーチングバンド	1	1	4	2	8

(日本ガイシスポーツプラザ 日本ガイシホール) **演技フロー一図**

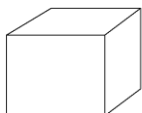


- ①演技計時補助員
- ②登録引率者
搬入搬出補助員
- ③大会本部使用席

審判合図 A = 入場開始合図
 審判合図 B = 演奏演技開始合図

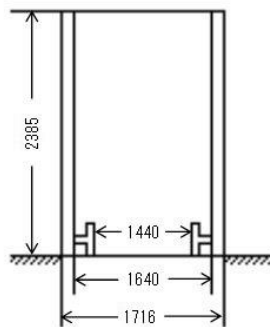


120cm × 120cm × 120cm

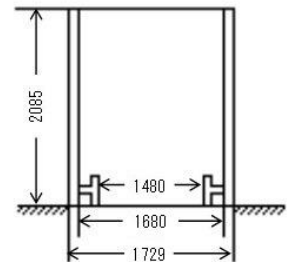


60cm × 60cm × 60cm

入退場口内側扉



入退場口外側扉



大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項は、あくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが、大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

1. 肖像権

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

2. 音楽著作権

使用曲に**音楽著作権使用許諾申請**が必要かの有無を確認し、**参加手続きまでに申請を済ませて許諾を得ること**。

(1) 市販の楽譜を指定の編成で利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

提出書類：スコアの表紙(出版社・作編曲名・楽器編成が確認できるページ)、購入を証明するもの(領収証等)のコピー

※ 日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もあります。ご確認ください。

(2) 市販の楽譜をアレンジして利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

例：マーチングパーカッションを加える指定の編成を変えて利用する場合など

提出書類：スコアの表紙(出版社・作編曲名・楽器編成が確認できるページ)、購入を証明するもの(領収証等)のコピー、編曲使用許諾を証明する書類

(3) 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

原曲の作者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。

(使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。)

提出書類：編曲使用許諾を証明する書類

※ 版權を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、版權所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等(コピー可)を添付してご提出下さい。

著作権について

著作者の死後70年を経ると消滅する事が原則ですが、外国曲の中には第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が存在します(戦時加算)。

① 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コープランド…「アパラチアの春」など

ストラヴィンスキー…「火の鳥」など

② 他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲許諾申請は著作権管理団体(JASRAC・日本音楽著作権協会ほか)が公開している楽曲データベースを参照した上で版權を持っている出版社に、必ず**事前に**確認をとってください。

(4) 自作曲を利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

3. 楽譜の複製・コピーについて

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。不明点は、著作権管理団体（JASRACほか）にお問い合わせください。

音楽著作権について

一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課

TEL 03-3491-2170

<http://www.jasrac.or.jp>

楽譜コピーについて

楽譜コピー問題協議会(CARS)

<https://www.cars-music-copyright.jp>

4. その他

- ※ 社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾が必要です。
- ※ JASRACの管理楽曲については、複製部数が100部までの場合、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ1,600円（消費税抜き）です。
- ※ 高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ400円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。
- ※ 外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

1. 参加資格

本大会への参加は、下記(1)～(6)の事項をすべて満たしていること。

(1) 2023年9月1日現在一般社団法人日本マーチングバンド協会に団体加盟登録していること。

※大会参加は**加盟登録名**で参加すること。

(2) 県協会または大会実行委員会より推薦されていること。

(3) 構成メンバーは年間でその団体に所属していること。(短期メンバー補強は不可)

(4) 参加手続きを期限内に終えていること。

① 参加申込書(郵送)及び参加申込データ(エクセルシート送信)の提出

提出期限 2023年9月7日(木)

書類提出先 〒475-0933 愛知県半田市新野町1-66

日本マーチングバンド協会東海支部 事務局 TEL(0569)47-9798

データ送信先 sano@fujinohana-h.ed.jp

※ 出演団体打ち合わせ会後の、提出内容の追加および変更はできない。但し、器物・特殊効果に関する書類(様式5)の変更は10月15日(日)正午までとする。

※ 構成メンバーの登録人数の減少は、当日のチェックインシートに記載の上受理する。

② 参加費の納入

参加費 構成メンバー1名につき1,100円

大会参加費は、プログラム、参加章バッジ及び傷害保険の費用等に充てる。

納入期間 2023年10月1日(日)～10月6日(金)

振込先 ゆうちょ銀行 店番218 (普通) 口座番号 0850856

記号12190 番号 8508561

日本マーチングバンド協会東海支部

※期限までに①、②の手続きを終えていない場合は「6. 罰則(1)違反失格」に該当する。

(5) 大会当日チェックイン時に、変更の有無にかかわらず、チェックインシートを提出すること。

(6) マーチングバンド部門へのプレイヤーとしての参加は1回とする。

但し、以下の場合においては重複参加を認める。

① ゲスト及びセレモニー等に参加する場合。

② カラーガード部門に参加する場合。

③ 指揮者・副指揮者として参加する場合。

※ 参加費は各々の団体において発生する。

2. 部門と編成

(1) 部門の構成

小学生の部

① 単一加盟団体の小学生構成。

② 複数加盟団体の合同小学生構成。

③ 指揮者については2名まで自由資格とする。但し、小学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏及び演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入・搬出は可)

中学生の部

- ① 単一加盟団体の中学生構成。
- ② 複数加盟団体の合同中学生構成。
- ③ 単一加盟団体の小学生・中学生構成。
- ④ 複数加盟団体の合同小学生・中学生構成。
- ⑤ 指揮者については2名まで自由資格とする。但し、小中学生以外の指揮者は指揮を行えるが演奏・演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入・搬出は可)

高等学校の部

- ① 単一加盟団体の高校生構成。
- ② 同一学校法人内の高等学校及び中学校による合同構成。
- ③ 複数の公立高等学校による合同構成。(統廃合など特殊事情がある場合に限り認める)
- ④ 指揮者については2名まで自由資格とする。但し、生徒以外の指揮者は指揮を行えるが演奏・演技をしてはならない。(入退場時の楽器や器物の搬入・搬出は可)

一般の部

単一加盟団体による構成。但し、未就学児童は除く。

フェスティバルの部

構成は自由とする。

(2) 人数・編成の区分

編成の区分は、編成人数を確認の上、参加申し込みをすること。

小学生の部

- ① 小編成(指揮者を含めて50名以内)
 - ② 大編成(指揮者を含めて51名以上)
- ※ 小編成・大編成の順で演技する。

中学生の部

- ① 小編成(指揮者を含めて54名以内)
 - ② 大編成(指揮者を含めて55名以上)
- ※ 小編成・大編成の順で演技する。

高等学校の部

- ① 小編成(指揮者を含めて54名以内)
 - ② 中編成(指揮者を含めて55名以上90名以内)
 - ③ 大編成(指揮者を含めて91名以上)
- ※ 小編成・中編成・大編成の順で演技する。

一般の部

- ① 小編成(指揮者を含めて54名以内)
 - ② 大編成(指揮者を含めて55名以上)
- ※ 小編成・大編成の順で演技する。

フェスティバルの部

編成は自由とする。

(3) 楽器編成

- ① 楽器編成は自由とする。
- ② シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハーブシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。但し、幼保の部で事前申請のあった場合のみ、AC電源の使用を許可する。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

3. 演奏演技

(1) 演技フロー

- ① 演技フローは別記の通りとする。(P.4 演技フロー図参照)
- ② 演技フローへの入場は構成メンバー及び登録引率者・搬入搬出補助員のみとする。
登録引率者・搬入搬出補助員はビブスを着用すること。演奏・演技及び指示は禁止。必ず指定された席で待機する。(P.10 5. 搬入・搬出参照)
- ③ 正面演技ラインより南側(放送席側)の使用は原則として禁止する。

(2) タイム

計時は構成メンバーだけでなく、登録引率者・搬入搬出補助員、もしくは楽器・器物のいずれかが入場ラインを越えた時点から、すべて退場ラインを超えるまでの一括計時とする。

小学生・中学生の部：8分以内。

高等学校・一般の部：9分30秒以内。

フェスティバルの部は、上記に準ずる。

① 計時開始

入場開始合図のジングルの終了をきっかけ(審判員の旗振り)に、構成メンバー・登録引率者、もしくは楽器・器物のいずれかが最初に入場ラインを超えた時点。

ジングルの終了→白旗を振り下ろす(入場開始)

② 演奏演技開始

入場開始後1分間は演奏演技を開始することができない。

入場開始から30秒後→白旗を水平に上げる(演奏演技不可)

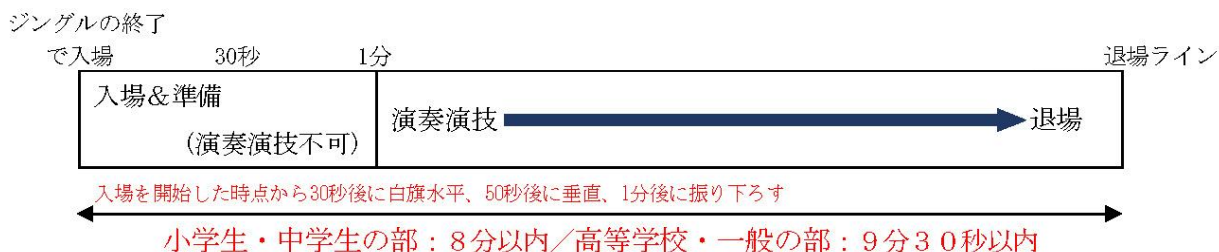
入場開始から50秒後→白旗を垂直に上げる(演奏演技不可)

入場開始から1分後→白旗を振り下ろす(演奏演技可)

③ 計時終了

すべての構成メンバー・登録引率者・搬入搬出補助員、及び楽器・器物が退場ラインを超えた時点。

最後のメンバー及び器物等が退場ラインを超えてからの演奏演技は不可とする。



4. 手具・器物・特殊効果関連

(1) 分類

「手具」 演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。

「器物」 楽器・バトン・手具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演奏演技者以外の物を総称して器物とする。なお、楽器や楽器運搬台に装飾を施した場合は器物とみなす。

「特殊効果」 フラッシュ、ストロボ、各種ライト類(ケミカル類含)等の光の効果を用いたもの及びサイレンを特殊効果とする。使用に関しては、各団体の責任において行う。

(2) 規定・取り扱いの留意点

① 器物

演技フロアーに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

規格 180cm×120cm×150cm以内の立体。

使用方法・数量等の詳しい説明を、参加申し込み書類に記載して報告すること。

- ア. 器物を重ねたり並べたりして密着させた場合、その状態が規格内の大きさであること。
- イ. 演技フロアーに敷く布は器物であるが制限を設けない。
- ウ. 1m20cmを越える高さで演奏演技することは禁止する。

② 特殊効果

使用方法・数量等の詳しい説明を、参加申し込み様式に記載して報告すること。

- ア. 化学反応で発光するケミカルライト類はその安全性が製造会社によって保証されているもののみ使用できる。
- イ. 乾電池以外の電源の使用は禁止する。
- ウ. 火気・ガス類・液体類及び固形燃料類は使用を禁止する。
- エ. サイレン
- オ. 乗り物（自転車、バイク、ローラースケート、スケートボード等）、ドローン等リモコンで操作されるもの、動物は不可。

③ 正副指揮台

- ア. 大会本部が設置したものを設置した場所から移動することなく使用すること。
- イ. 大会本部が設置した指揮台では指揮以外の使用は不可とする。
- ウ. 大会本部が設置した場所以外で、各団体が持ち込んだ指揮台の使用を可とする。

④ 国旗等の使用

- ア. 敬意を損なわない最大限の注意をすること。
- イ. フラッグ等に用いる場合は原形での使用を禁止する。

⑤ スパンコールやビーズ等衣装の付属品は他の団体の演奏・演技の妨げとならないようにすること。

5. 搬入・搬出

(1) 会場への搬入搬出

会場への入館から退館までの全行程において、団体が責任を持って安全かつ迅速に行うこと。

- ① 指定された時間に指定された場所へトラックを誘導し、搬入をすること。
- ② ピット楽器は搬入後に指定されたエリアに移動し、決められたルートを進むこと。
- ③ 指定された時間に指定された場所へトラックを誘導し、搬出をすること。

(2) 登録引率者および搬入搬出補助員の登録

「登録引率者」会場入館から退館までの全行程を引率する責任者(1団体5名まで事前登録が必要)

「搬入搬出補助員」搬入搬出の補助のみを目的としたスタッフ(1団体10名まで事前登録が必要)

- ① 入退場時の搬入搬出補助を行うことができる。搬入後は、フロアー正面に設ける席に座る。
演奏演技終了後は、搬出補助を迅速に行うこと。
- ② 演奏演技時間内の補助は禁止。演技中にトラブルが発生した場合はその限りではない。
(P11 7. 演技中に発生した事故について参照)

6. 罰 則

(1) 違反失格

- ① 「1. 参加資格」「2. 部門と編成」規定に反した場合。
- ② 期限までに参加手続きを終えていない団体。

(2) 減点

演奏演技時間を5秒以上超過した場合はタイムオーバーとなり、得点より1点減点し、以降5秒

ごとに更に1点を減点する。減点された得点から席次点が決定する。尚、事故発生によるタイムオーバーの場合は適用されない。

1秒～4秒オーバー……注意

5秒～9秒オーバー……1点減点

10秒～14秒オーバー……2点減点

*15秒以上オーバーした場合も上記のように減点される。

(3) 警告または注意

- ① 「4. 手具・器物・特殊効果関連」「5. 搬入・搬出」規定に反した場合。
- ② 危険な演技行為があった場合。
- ③ 大会実行委員会の指示に従わなかった場合。
- ④ 他の出演団体に迷惑となる行為のあった場合。
- ⑤ 非社会的な行為、大会趣旨に反する行為のあった場合。

7. 演技中に発生した事故対応について

(1) 落下物撤去

演奏演技中の不慮の落下物について、演技者に危険がおよび自ら撤去できない場合は、登録引率者もしくは搬入搬出補助員がフロアーに入って撤去することができる。

(2) 設置ミスによる指示

演奏演技開始前に限り、登録引率者及び搬入搬出補助員はフロアーに入って設置場所の申請ができる。

(3) その他

この安全対策はあくまでも演技者の安全を図るために配慮したものであり、演奏演技の完成度を補完するものではない。入場、セッティングから退場までの安全を最優先に考えていただきたい。安全策のために待機する登録引率者及び搬入搬出補助員の待機場所については、通常のままとし、特例は認めない。

8. 表彰

コンテスト出場団体に金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。

フェスティバル出場団体に感謝状を授与する。

9. 全国大会への推薦

全国大会へは、第49回マーチングバンド東海大会の成績により推薦する。

10. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。また、大会中止や会場での大会実施がなくなった場合、協会は係る経費について補償しない。
- (2) 本規定の主旨を変更することなく実行委員会において字句の加除訂正を行うことができる。

構成メンバー・登録引率者などについて

構成メンバーや登録引率者など、各名称の定義について、以下のようにまとめました。
参加申込書を作成するにあたり、参考にしてください。

(1) 構成メンバー

・演技者（指揮者も演技者である）

- ・出演者席に入ることができる。
- ・観客席へはチケットを購入しなければ、入ることができない。
- ・入場時、退場時の搬入搬出を行うことができる。
- ・演奏演技ができる。
- ・エントリーシートに構成メンバーとして登録する。
- ・指揮者は2名までは自由資格である。ただし、自由資格で出演した指揮者は、演奏演技はできない。

(2) 登録引率者

・構成メンバー以外（5名まで）

- ・出演者席に入ることができる。
- ・観客席へはチケットを購入しなければ、入ることができない。
- ・入場時、退場時の搬入搬出を行うことができる。
- ・演奏演技はできない（搬入後は、すばやくフロアー正面に設ける席に座らなければならない）。
- ・ビブスを着用する。

(3) 搬入搬出補助員

・登録引率者以外（10名まで）

- ・出演者席に入ることができない。
- ・観客席へはチケットを購入しなければ、入ることができない。
- ・入場時、退場時の搬入搬出を行うことができる。
- ・演奏演技はできない（搬入後は、すばやくフロアー正面に設ける席に座らなければならない）。
- ・ビブスを着用する。

1. 目的

マーチングバンド東海大会における会場管理の安全を期し、以て不測の事態による人的災害を最小限に軽減するために以下の緊急時対策をとる。

2. 予防体制

- (1) 各担当者は、それぞれのポジション内の整理については、特に注意し、不必要なものは置かないようにする。
- (2) 入場開始1時間前に、役員及び係員全員で、消防器所在などの会場内事情を確認するとともに不審物、危険物の有無の点検を徹底的に行う。多少でも疑わしきものがあつた場合には、大会本部に各担当責任者を通じ連絡すること。
- (3) 開会30分前に再度確認する。

3. 緊急事態発生の場合

- (1) 火災発生の場合
 - ① 火災発生の発見者は、直ちに初期消火体制をとるとともに、臨席の消防官・警察官に通報、また、各担当責任者に連絡すること。
 - ② 各担当責任者は、大会本部に通報し、大会本部は消防署に通報する。
 - ③ 臨席の消防官または警察官の指示は、各担当者が受け本部に連絡する。
 - ④ 初期消火については、会場内所定の消火器の操作要領を、各担当責任者が関係係員に確認しておくこと。
 - ⑤ 来場者の避難誘導については、大会本部からの連絡（放送）により、来場者を混乱させることなく、あらかじめ定めた通路を使って誘導を行う。
- (2) 地震の場合
 - ① 来場者に対して、まず冷静に対処することを放送・ハンドマイクなどで呼びかけ、本部の状況判断を待ち、避難を要する場合は各出入口を使って館外に誘導を行う。
誘導にあたっては、各担当責任者、臨席の消防官・警察官の指示を受ける。
- (3) けが人・病人発生の場合
 - ① けが人・病人が発生した場合には、各担当者を通じて大会本部に通報し、その指示を受け、救護係員の到着を待つこと。
 - ② 各担当者は本部に通報する。
 - ③ 大会本部は、救護班に待機場所を通報し、必要がある場合は、大会本部より救急車の出動を要請する。
救護所は、医務室に設置する。

インフォメーション

宿 泊	各団体にて手配してください。
弁 当	「出演団体打ち合わせ会」にて詳細説明を致します。
駐 車 場	<p>すべて有料です。</p> <p>乗用車 1台 500円 (一般有料駐車場) [1回の利用] ※ 駐車場券売機で購入。</p> <p>大型車 1台 2,000円 (駐車区域を指定) [出入り自由] ※ 9月30日(土)の出演団体打ち合わせ会の際に徴収し、許可証を発行します。 ※ 楽器等器物搬入出に必要な移動経路、一時駐停車場所については、別途書面にてご案内申し上げます。許可証のない車両は駐車できません。</p>
入 場 券	<p>前売券 <u>指定S席 3,500円</u> <u>指定A席 2,500円</u> <u>指定B席1,500円</u> 当日券 <u>指定S席 4,000円</u> <u>指定A席 3,000円</u> <u>指定B席2,000円</u> *いずれもプログラム付</p> <p>☆販売方法</p> <p><前売り券></p> <p>(1) 出演団体の方</p> <p>申込みフォーム (https://forms.gle/4T172U7G5sHwQJJJ8 またはQRコード) に入力して、9月13日(水)までに申し込んでください。</p> <p>調整後、確定枚数を前売券申込責任者に連絡させていただきますので、その後最終申し込み枚数等を記入して、出演団体打ち合わせ会にご持参ください。</p> <p><u>9月30日(土)の出演団体打ち合わせ会の際に座席のご説明を致します。</u></p> <p>(2) その他の方は</p> <p><u>10月1日(日)から販売しますので、ホームページよりお申し込みください。</u></p> <p>※振込手数料・送料が別途かかります。 ※購入頂いた入場券は払い戻し出来ませんのでご了承ください。</p> <p><当日券></p> <p>日本ガイシスポーツプラザ「当日券販売窓口」にてお求めください。</p>
お 問 い 合 わ せ	<p>〒475-0933 半田市新野町1-66 TEL(0569)47-9798 FAX(0569)47-9799 大会事務局 (日本マーチングバンド協会東海支部事務局)</p>

周知徹底事項

1. カメラ・ビデオ等の撮影は、禁止です。
※各団体に出演団体用記録席（4名まで）を設けています。
撮影者は、必ず指定の動線に添ってお進みください。
2. 携帯電話の使用は、演奏・演技の支障となると共に、周囲の観客の皆様にもご迷惑となりますので、おやめ下さい。
3. 会場での練習は、指定された場所以外では一切できません。

※各団体の責任者は、団体関係者・保護者の方々に周知徹底をして頂きますよう、
お願い致します。

日本マーチングバンド協会東海支部

【事務局】 〒475-0933 半田市新野町1-66

TEL (0569) 47-9798 FAX (0569) 47-9799

URL <http://www.jmba-tokai.jp>

E-mail info@jmba-tokai.jp